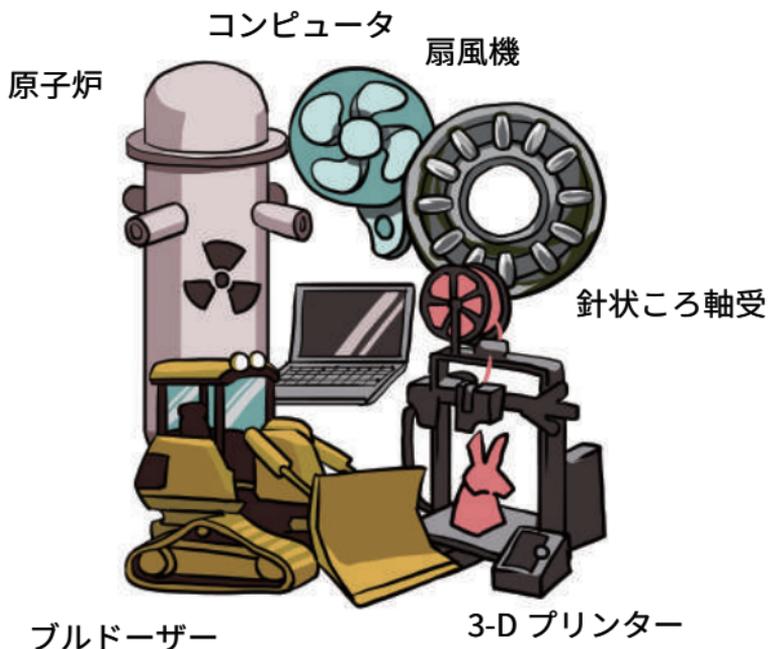


原子炉、ボイラー及び機械類
並びにこれらの部分品

自動データ処理機（コンピュータ）、ブルドーザー、扇風機、電気洗濯機、冷蔵庫、電気ミシン、電動式のこぎり、自動車用エンジン、エアコンディショナー自動車用エアコン、航空機用エンジン、ウォータージェット切断機械、旅客搭乗橋、3-D プリンター、針状ころ軸受



原子炉、ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品

重要な部・類の注

《第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品の注の規定》

【注】

8 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。

主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注 2 又はこの部の注 3 の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 84.79 項に属する。また、第 84.79 項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

出題例

【問題】

二以上の用途に供する機械は、主たる用途が特定でき、かつ、当該主たる用途がいずれかの項で定められている場合には、当該主たる用途に基づいてその所属が決定される。

【問題】

針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み合わせたもの）、積層造形印刷機は、どちらも第 84 類に分類される。

原子炉、ボイラー及び機械類
並びにこれらの部分品

解答

【問題】

二以上の用途に供する機械は、主たる用途が特定でき、かつ、当該主たる用途がいずれかの項で定められている場合には、当該主たる用途に基づいてその所属が決定される。

【解答】 正しい。

二以上の用途に供する機械は、主たる用途が特定でき、かつ、当該主たる用途がいずれかの項で定められている場合には、当該主たる用途に基づいてその所属が決定される（第 84 類注 8）。

【問題】

針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み合わせたもの）、積層造形印刷機は、どちらも第 84 類に分類される。

【解答】 正しい。

第 84 類注 10、号注 4 参照。積層造形印刷機とは、3-D プリンターのことである。

85 類

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

電動式食物用ミキサー、電気アイロン、光ファイバーケーブル、ヘッドホン、デジタルカメラ、磁気テープ（未記録・ソフト記録済みのいずれも）、電話機、電気導体、ビデオの再生用機器、フィラメント電球、電子たばこ喫煙用の器具、スマートフォン、電気電子機器のくず



85 類

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

重要な部・類の注

《第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品

(b) 第 70.11 項のガラス製の物品

(c) 第 84.86 項の機器

(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第 90.18 項参照）

(e) 第 94 類の電気加熱式家具

10 第 85.37 項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない（第 85.43 項参照）。

12 第 85.41 項及び第 85.42 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) (i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。（以下略）

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i) モノリシック集積回路（半導体材料又は化合物半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素、ガリウム－砒素、シリコン－ゲルマニウム、インジウム－りん等）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等）

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

重要な部・類の注

を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路)

(ii) ハイブリッド集積回路(単一の絶縁基板(ガラス製のもの、陶磁製のもの等)上に、受動素子(薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等)と能動素子(半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等)とを相互接続子又は接続ケーブルによつて実用上不可分の状態に組み合わせさせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(iii) マルチチップ集積回路(二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わせられた回路。絶縁基板が一以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。)

(iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO)(一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせさせたもの、第 85.32 項、第 85.33 項若しくは第 85.41 項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第 85.04 項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後に MCO の土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

重要な部・類の注

2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。

3 (a)「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪（ひず）み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。

(b)「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

(c)「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。

(d)「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

この注9の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

85 類

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

出題例

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①光ファイバー、光ファイバーケーブル、電気導体は、すべて第85類に分類される。
- ②電動式食物用ミキサー、電気アイロン、電気毛布は、すべて第85類に分類される。
- ③ヘッドホン、デジタルカメラ、リチウム・イオン電池は、すべて第85類に分類される。

【問題】

スマートフォンは、第85類に分類される。

85 類

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①光ファイバー、光ファイバーケーブル、電気導体は、すべて第 85 類に分類される。
- ②電動式食物用ミキサー、電気アイロン、電気毛布は、すべて第 85 類に分類される。
- ③ヘッドホン、デジタルカメラ、リチウム・イオン電池は、すべて第 85 類に分類される。

【解答】 ③

- ①光ファイバーケーブル、電気導体は第 85 類に分類されるが、光ファイバーは第 90 類（光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される（第 85 類注 9、第 90 類注 1 (h) 参照）。
- ②電動式食物用ミキサー、電気アイロンは第 85 類に分類されるが、電気毛布は第 63 類（紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ）に分類される（第 85 類注 1 (a) 参照）。

【問題】

スマートフォンは、第 85 類に分類される。

【解答】 正しい。

第 8517.13 号に分類される（第 85 類注 5 参照）。